

# エイシングセミナー利用規約

この「エイシングセミナー利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、株式会社エイシング（以下「エイシング」といいます。）が提供する、AIに関するセミナー（以下「本セミナー」といいます。）を受講予定または受講された、日本国内に登録上の本店および本社がある法人のお客様（以下、エイシングとお客様を総称して「両当事者」といいます。）に適用されます。

## 第1条 定義

本規約で用いる用語の定義は、序文に定めるもののほか、以下のとおりとします。

- 「参加者」とは、お客様の従業員であって、本セミナーを実際に受講する方をいいます。
- 「事業所」とは、お客様の定める事業単位であって、例えば工場や事務所、店舗など、一定の場所で構成される組織的なまとまりをいいます。
- 「申込書」とは、お客様が本セミナーを受講するにあたっての必要事項を定めたエイシング所定の書式をいいます。
- 「本資料」とは、エイシングが本セミナーをお客様に提供するにあたり用いる資料等をいいます。

## 第2条 申し込み等

- お客様は、本規約のすべてに同意のうえで、申込書に必要事項を記入してエイシングに提出することにより、本セミナーへの参加を申し込みます。
- 本セミナーは、個人の方はお申込みいただけません。なお、お客様が本セミナーを申し込みことのできる最小単位は事業所とします。
- エイシングは、本セミナーの開催にあたり、本資料の提供および本セミナーの円滑な運営等を目的として、お客様から参加者に関する個人情報として、氏名とメールアドレスを取得することがあります。この場合、エイシングが自身のホームページに掲載している個人情報保護方針に従い、適切に取り扱います。

## 第3条 免責

エイシングは、エイシングによる本セミナーの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、および本セミナーの利用によるお客様の機器の故障または損傷、その他本セミナーに関してお客様および参加者に損害が生じても、これを賠償する責任を一切負いません。

## 第4条 禁止事項

エイシングは、お客様に本セミナーおよび本サービスを提供するにあたり、お客様に対し、以下各号に該当する行為を禁止します。お客様は以下各号の事項を行わない義務を負うとともに、参加者に対してこれらを行わせないよう周知徹底させる義務を負います。

- 本資料を、あらかじめお客様が明示した参加者以外の者に使用させること
- 本資料を、エイシングの許可なく複製を作成すること、および類似品を作成すること
- エイシングの許可なく、本セミナーの内容と同じまたは類似した研修を行ったり、第三者に行わせること
- 本規約に明示的に許容されている態様以外の方法で、本セミナーに関する著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- エイシングによる本サービスの運営に支障を及ぼす行為またはそのおそれがある行為
- 本資料を本目的の範囲外で利用すること
- 参加者が本セミナーの撮影や録音、録画を行う、および本セミナーのスクリーンショットを取得すること
- 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
- エイシングおよび本セミナーの講師その他エイシング関係者に対する詐欺または脅迫行為
- 公序良俗に反する行為
- エイシング、本セミナーの講師その他エイシング関係者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- エイシングのネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為
- 第三者に成りすます行為、または第三者に本セミナーの参加に必要な情報を利用させる行為
- 本セミナー中に取得した他の利用者の機密情報および個人情報を、本人の同意なく第三者に提供または開示する行為
- その他、前各号に類する行為

## 第5条 機密保持

両当事者は、本契約の履行に関して知り得た相手方の機密事項（本資料および本資料の複製物等を含み、以下本条において単に「機密事項」といいます。）を、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示することはできません。また、いかなる理由があろうとも、機密事項を漏洩してはなりません。

## 第6条 損害賠償

両当事者のいずれか一方が本サービス提供契約に違反して相手方に損害を与えたときは、損害を与えた当事者は、相手方に現実に生じた直接損害の範囲で、本サービス提供契約の対価の額を上限として賠償する義務を負います。

## 第7条 解除

- お客様または参加者が以下各号のいずれかの事由に該当する場合、エイシングは、事前に催告することなく、本セミナーの利用を一時的に停止し、または、お客様との本セミナー提供にかかる契約を解除することができます。
  - 本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
  - 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本セミナーの運営が不可能になった場合
  - その他、本セミナーの運営上、一時的な中断または停止が必要と判断された場合
  - 申込書の記載事項の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
  - 過去、エイシングとの間で締結した何らかの契約に違反したことがあるとエイシングが合理的に判断した場合
  - その他、エイシングがお客様または参加者による本セミナーの受講を適当でないと判断した場合
- エイシングは、前項に該当するお客様および参加者に対し、損害賠償請求等の法的措置をとる場合があります。

## 第8条 反社会的勢力との関係排除

- 両当事者は、相互に相手方に対し、次の各号について表明し、保証します。
  - 自らとその役員、主な株主が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下反社会的勢力という）ではないこと。また、過去にも反社会的勢力でなく、かつ将来にわたっても該当しないこと。
  - 反社会的勢力が自らの経営に関与していないこと。
  - 自らとその役員、主な株主が資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力もしくは関与していないこと。
  - 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して暴力的行為、詐術、脅迫的言辭を用いる、あるいは相手方の名誉や信用を毀損する、相手方の業務を妨害する、不当な要求をするなどの行為をしないこと。
- 両当事者は、相手方が前項各号のいずれかに違反していると合理的に判断した場合、相手方に対し何ら催告することなく、すべての契約を解除し、または取引を停止することができます。
- 前項に基づき契約を解除、または取引を停止した当事者は、契約を解除、または取引を停止された相手方に損害が生じた場合であっても、一切の損害賠償責任を負いません。また、契約を解除、または取引を停止した当事者は、契約を解除、または取引を停止された相手方に対し、当該解除または停止によって現実に発生し、または合理的に発生し得る損害の賠償を求めすることができます。

## 第9条 残存

本セミナーの提供が終了した後や、本セミナーの提供にかかる契約が理由のいかんを問わず終了した場合においても、本規約の各条項は、対象条項が存在する限り有効に存続します。

## 第10条 協議事項

本規約に定めのない事項、および本規約の解釈に疑義が生じた事項については、法令の規定並びに慣習に従うほか、両当事者間で誠意をもって協議し、これを解決します。

## 第11条 準拠法および合意管轄

- 本規約の準拠法は日本法とします。
- 両当事者間で生じた紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。